

# 龍神温泉郷国民保養温泉地計画

令和3年 月

環 境 省

# 龍神温泉郷国民保養温泉地計画書

## 目 次

1. 温泉地の概要	P2
2. 計画の基本方針	P3
3. 自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	P3
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は入浴方法の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	P4
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	P4
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	P5
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	P7
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	P9
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	P10

### 添付

- ・ 国民保養温泉地位置図
- ・ 国民保養温泉地区域図

## 1. 温泉地の概要

龍神温泉郷は、田辺市龍神村の龍神温泉地区と小又川温泉地区のうち別図に表示する区域の総称である。

龍神村は和歌山県の中央東部に位置し、平成17年5月1日に田辺市、大塔村、中辺路町、本宮町と合併し、田辺市となったが、田辺市龍神村として固有名を維持している。

北は奈良県野迫川村及び有田川町に接し、東は奈良県十津川村、南は田辺市中辺路町、西は日高川町、印南町及びみなべ町に接している。面積255.13k㎡のうち95%が森林で、紀伊山地に属する諸山脈が連亘するため村土の70%が標高500m以上の山岳に覆われている。紀州の屋根といわれる護摩壇山に源を発する日高川が東北から西南に流れ、その本・支流沿いに140余の集落と耕地が点在している。

龍神温泉地区は、高野龍神国定公園に指定された自然美の豊かなところで、本県最高峰の龍神岳を含む山岳と高野龍神スカイライン沿線の秋の紅葉は県下でも有数の名所となっている。龍神温泉は、その昔、役行者小角（えんのぎょうじゃおづぬ）が発見し、後に弘法大師が難陀龍王の夢のお告げによって浴場を開いたことからその名がついたと伝えられ、以来約1,300年の歴史を持つ温泉であり、日本三美人湯の一つとして有名である。



▲護摩壇山紅葉



▲夕刻の龍神温泉景観



▲龍神温泉露天風呂

また、江戸時代には紀伊国を統治した紀州藩とも関わりが深く、藩主が湯治を行うために、初代藩主徳川頼宣が「上御殿」「下御殿」を作らせた。現在、「上御殿」「下御殿」は旅館となり、「上御殿」の建物は国の登録有形文化財に指定されている。

小又川温泉地区は、龍神温泉から500m下流に位置し、昭和52年に温泉が開発された比較的新しい地区である。文久3年8月尊王倒幕の念に燃える勤王の志士8名が幽閉されたと伝えられる天誅倉（県史跡指定）など史蹟と伝統に彩られた日高川の支流、小又川のほとりに位置する。地区内にはバンガローやキャンプ場をはじめ、温泉については近隣の宿泊施設へ引湯しており、小グループや家族連れの保養の場として適しており、緑豊かな環境とともに脚光をあびている。



▲龍神小又川温泉引湯施設



▲バンガロー&キャンプ場



▲天誅倉

## 2. 計画の基本方針

龍神温泉郷は古くから美肌の湯として知られ、保養や療養を目的とした宿泊客が多く訪れている。今後、以下の考え方を基本として古くからの温泉地としての歴史や文化を大切にしながら、本村の特徴を活かした体験と滞在型保養地とした温泉地を目指していく。

- (1) 自然豊かな環境を活用した事業を行う。
- (2) 地下資源である温泉を保護するために、泉質、泉温の変化、湯量の減少に配慮し、汲上量の減少に配慮し、汲上量を調整するとともに、温泉の有効利用を図る。
- (3) 過度な歓楽地化を防止し、懐かしい温泉街を保全する。
- (4) 歴史や文化、風俗を継承していく。

## 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

### (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

龍神温泉地区は高野龍神国定公園内にあり、近くには清流日高川が流れ、山々に囲まれた自然豊かな地域である。

宿は国の登録文化財にも指定されている「上御殿」をはじめ、古くからの旅館、民宿が残り、温泉情緒が漂うまちなみが残されている。

その昔、役の行者小角が発見し、後に弘法大師が難蛇龍王の夢のお告げにより浴場を開いたと伝えられ、日本三美人湯の一つでもあり、毎年、多くの保養客で賑わっている。

小又川温泉地区は昭和 52 年に開発された地区で、文久 3 年 8 月尊王倒幕の念に燃える勤王の志士 8 名が幽閉されたと伝えられる天誅倉（県史跡指定）など史蹟と伝説に彩られた小又川のほとりに泉源があり、素朴さと緑豊かな環境が賞され四季を通じ、保養客で賑わっている。

### (2) 取組の現状

龍神温泉地区は高野龍神国定公園内にあり、自然公園法（昭和 32 年法律 161 号）に基づき温泉地内の自然環境が保たれている。特に温泉利用事業者等からなる龍神温泉協会が、常時地域の美化清掃活動を実施している。

小又川温泉地区は温泉利用事業者及び源泉権利者が、常時地域の美化清掃活動を実施している。

龍神温泉郷全体では、地域のボランティア団体の「花いっぱい運動推進協議会」が地域の道路沿線に花の植栽を実施し、環境美化に取り組んでいる。また SDGs の理念や環境保全等を掲げる企業から、「企業の森」に参画して頂き、地域住民と共に森林の下草刈りや植樹を行い、環境保全活動に取り組んでいる。

### (3) 今後の取組方針

龍神温泉郷において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化等の維持保全

を図るため、関係機関と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、主に温泉地内の住民、事業者から構成される龍神温泉協会、龍神小又川温泉開発(有)が、過度の歓楽地化を防止しながら、歩道やトイレ等、公共施設の修繕要望をまとめ、和歌山県や田辺市に要望し、温泉情緒溢れるまちづくりの保全に努める。

#### 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

##### (1) 医師又は人材の配置の状況

龍神温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置しており、その氏名及び活動の状況等は、以下の通りである。

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
寒川具昭	内科	医療施設において、随時、温泉療養相談を実施。	H27年度～

##### (2) 配置計画又は育成方針等

龍神温泉郷では、(1)の医師の配置を継続するとともに医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置するよう努めることとしており、その計画及び育成方針は、以下のとおりである。

人材	医師との連携を含めた活動内容	配置予定年度	育成方針
温泉入浴指導員	入浴施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導にあたっては、必要に応じ、龍神中央診療所の寒川医師(内科)の助言を受けることとしている。	R2年度～	令和2年から温泉利用事業者が温泉入浴指導員養成講習会の受講を予定。

#### 5. 温泉資源の保護に関する取組方針

##### (1) 温泉資源の状況

龍神温泉郷では現在4本(内2本混合泉として成分分析調査)の源泉が13件の旅館と1箇所の日帰り入浴施設に利用されている。

源泉	温度(℃)	湧出量(l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
龍神温泉地区						
上の湯 下の湯 混合泉	43.3	測定不能 (上 73、下 測定不能)	ナトリウム- 炭酸水素塩泉	自然湧出	龍神温泉協会	宿泊施設 7 施設 日帰入浴施 設 1 施設
ボーリング 泉	46.5	62	ナトリウム- 炭酸水素塩泉	動力揚湯 (5馬力)	龍神温泉協会	
小又川温泉地区						
龍神小又川 温泉	19.5	169	アルカリ性低 張性冷鉱泉	動力揚湯 (5馬力)	龍神小又川温泉 開発(有)	宿泊施設 6 施設

## (2) 取組の現状

龍神温泉郷における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組状況	実施主体	実施年度
上の湯	現地観測（温度、湧出量、電気伝導度、pH、日高川水位・水温）年1回実施	龍神温泉協会	昭和60年度～
下の湯	現地観測（温度、湧出量、電気伝導度、pH、日高川水位・水温）年1回実施	龍神温泉協会	昭和60年度～
ボーリング泉	現地観測（温度、汲上量、電気伝導度、pH、日高川水位・水温）年1回実施	龍神温泉協会	昭和60年度～
龍神小又川温泉	現地観測（温度、汲上量、電気伝導度、pH、小又川水位・水温）年1回実施	龍神小又川温泉開発(有)	昭和60年度～

## (3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において現在、温泉湧出状況に大きな変化は出ていないが将来、枯渇や湧出量の減少等、問題が発生する可能性があることを想定して、温泉資源保護を推進し実施主体と連携し、(2)の取組を継続して行う。

## 6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

### (1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

龍神温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は以下のとおりである。

① 浴用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
龍神温泉	3	引湯管と貯水槽	8
小又川温泉	1	引湯管と貯水槽	6

(2) 取組の現状

龍神温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	地下水等が混入しないよう遮水対策を施工。 一般細菌、大腸菌群等の検査を半年に1回実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者
貯湯槽	条例等	すべての貯湯槽について、年に1回点検。 清掃及び消毒を必要に応じ随時実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	<浴槽水> すべての浴槽の浴槽水を毎日換水実施。 すべての浴槽の水質検査（レジオネラ菌等）を年に1回実施。 <浴槽> すべての浴槽の清掃を毎日実施。 <ろ過器> すべてのろ過器の清掃を毎日実施。 <集毛器> すべての集毛器の清掃を毎日実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃を毎日実施。	源泉所有・設備所有者

(3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設備	区分	取組	実施主体
引湯管	自主的	バルブ・ドレン等の不定期な点検から年に1回程度の定期的な点検に変更。	源泉所有者
貯湯槽	条例等	清掃及び消毒を点検時に実施に変更。	源泉所有者

## 7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

### (1) 温泉の公共的利用の状況

龍神温泉の歴史は古く、七世紀に遡る。江戸時代になると、紀州初代藩主徳川頼宣公の特別の保護を受け、歴代藩主たちの湯治場として発展した。藩主の保養入浴の御殿として造営されたのが上御殿で、お供の家来たちには下御殿が造営された。現在もその屋号は引き継がれ、上御殿は平成 11 年に国の登録有形文化財に指定された。

現在では、山深い静かな環境の中でのゆったりとした時間を求めるニーズの高まりに応じて、若い世代に利用者が増加している。また「日本三美人の湯」としても知られ最近特に若い女性の利用者が増加している。

#### ①過去 3 年間の温泉の利用者数

温泉地	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
龍神温泉	宿泊	39,417	36,367	35,793
	日帰	80,743	74,183	69,243
小又川温泉	宿泊	8,264	7,730	8,041
小 計	宿泊	47,681	44,097	43,834
	日帰	80,743	74,183	69,243

#### ②直近 1 年間（令和元年度）の温泉の利用者数

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
龍神温泉	宿泊	7	430	3,490	3,658	2,628	2,501	3,861
	日帰	1		5,568	11,808	3,744	4,171	7,743
小又川温泉	宿泊	6	184	615	834	355	502	999
小 計	宿泊	13	614	4,105	4,492	2,983	3,003	4,860
	日帰	1		5,568	11,808	3,744	4,171	7,743
合 計		14	614	9,673	16,300	6,727	7,174	12,603
利用者数								
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	
2,923	3,316	3,854	2,267	1,934	1,685	1,769	33,886	
5,755	4,429	7,824	3,622	5,196	3,266	4,105	67,231	
486	799	934	465	466	285	233	6,973	
3,409	4,115	4,788	2,732	2,400	1,970	2,002	40,859	
5,755	4,429	7,824	3,622	5,196	3,266	4,105	67,231	
9,164	8,544	12,612	6,354	7,596	5,236	6,107	108,090	



## (2) 取組の現状

龍神温泉郷において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

取 組	実施主体
宿泊施設及び日帰り入浴施設における温泉利用の安全かつ適切な実施。	(一財) 龍神村開発公社
パンフレット・インターネット・SNS などにより、京阪神、東海や首都圏のマスコミ、エージェンツ及び一般住民に対して広告宣伝を行い龍神温泉郷の周知及び着地型旅行の推進。	田辺市 (公社) 龍神観光協会 龍神温泉協会 龍神小又川温泉開発(有) (一社) 田辺市熊野ツーリズムビューロー
温泉水を使用した石鹸や化粧水などを開発、販売。	龍神温泉協会
温泉街を中心に龍神温泉郷を燈籠で灯すイベント「観燈祭」を実施。	(公社) 龍神観光協会
足湯体験機器を使用し、県内、京阪神地区を中心に足湯体験及び高齢者施設への慰問足湯の実施。	龍神温泉協会 (公社) 龍神観光協会
高野龍神国定公園内にある龍神温泉郷の自然や建造物等の景観を規制し、歴史ある建造物の保全。(和歌山県立公園条例[昭和28年条例第6号])	国 和歌山県 田辺市
龍神温泉郷内の道路や公共施設の保守・修繕等を随時実施。	国 和歌山県 田辺市

## (3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努めながら、同温泉を象徴する清流日高川や自然林といった自然資源や古くからの歴史のある建造物・風俗・文化といった資源を保全・活用する温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	取 組	実施主体
龍神温泉	温泉入浴指導員を増員し、日帰り入浴施設に配置して、安全で適切な温泉利用を指導。	(公社) 龍神観光協会
	龍神温泉の歴史ある温泉街及び構造物などを散策するプログラムの企画。	(公社) 龍神観光協会
	龍神温泉街へのアクセス案内看板等を増設・整備を実施。	和歌山県 田辺市
	体験・交流プログラムの企画・実施。	(公社) 龍神観光協会
小又川温泉	温泉入浴指導員を増員し、引湯施設に安全で適切な温泉利用を指導。	(公社) 龍神観光協会
	アクセス道路の整備・保全。	和歌山県 田辺市
	体験・交流プログラムの企画・実施。	(公社) 龍神観光協会

## 8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

### (1) 公共の用に供する施設の状況

龍神温泉郷における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
龍神温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国道 371 号線、市道湯本線他 12 線）</li> <li>・遊歩道</li> <li>・旅館 2 施設</li> <li>・日帰り入浴施設 1 施設</li> <li>・公衆便所 3 施設</li> <li>・集会所 1 施設</li> </ul>
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館 5 施設</li> </ul>
小又川温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国道 425 号線、市道小野線他 7 線）</li> <li>・遊歩道</li> <li>・史跡天誅倉</li> <li>・集会所 1 施設</li> </ul>
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館 6 施設</li> </ul>

### (2) 取組の現状

龍神温泉郷において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
龍神温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県田辺市
		建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。公衆便所のバリアフリー化。オストメイトの設置。	和歌山県田辺市
	私有施設	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。	施設所有者
小又川温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県田辺市
	私有財産	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。	施設所有者

### (3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、実施主体と調整の上、(2) の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
龍神温泉	公有施設	道路	上記（２）を継続。	和歌山県 田辺市
		建築物	上記（２）を継続。	和歌山県 田辺市
	私有施設	建築物	段差や浴室の手すりや段差解消など、利用者に寄り添った整備を推進。	施設所有者 観光協会
小又川温泉	公有施設	道路	上記（２）を継続。	和歌山県 田辺市
	私有財産	建築物	段差や浴室の手すりや段差解消など、利用者に寄り添った整備を推進。	施設所有者 観光協会

## 9. 災害防止に係る計画及び設置

### (1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

龍神温泉郷のある田辺市龍神村は、和歌山県の中央東部に位置し、北は奈良県野迫川村及び有田川町、東は奈良県十津川村、南は田辺市中辺路町、西は日高川町、印南町、みなべ町に接している。また東西約 22km、南北約 23km の長さで、面積は 254.58 平方 km に及んでおり、約 9 割が山林である。

平成 23 年の紀伊半島大水害においては、人的被害はなかったものの、道路や通信網が至るところで寸断され、数日もの間、孤立状態となった。さらに近年では、近畿全域に被害をもたらした、平成 30 年 8 月の台風第 20 号、9 月の台風第 21 号では、人的被害はなかったものの、風水害の影響で複数箇所に及ぶ倒木が発生し、電気、通信網の断線により、1～3 週間にわたる停電が発生した。

度重なる、風水害、土砂災害により、これまで龍神地域は、集落の孤立や停電など市民生活に大きな影響が生じていることから、田辺市では、平成 24 年 12 月に J A 紀州中央（現 J A 紀州）との間において、龍神地域を対象に災害時の応急対策や防災啓発事業で協力する協定を締結した。災害時に、市の要請に応じて同 J A が食料品などの物資の調達や、救援物資の一時集積場所、運搬車両を提供するほか、防災訓練など地域住民の防災意識を醸成するための啓発事業においても協力することなどが盛り込まれている。

さらに、田辺市では平成 26 年度には、災害時の断線による情報遮断を防止するため、市役所本庁や行政局を無線回線で結ぶ通信網を整備し、情報通信手段を多重化して、防災力を強化した。

### (2) 計画及び措置の現状

龍神温泉郷において現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
龍神温泉	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、温泉地のうち1箇所が砂防指定地に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を規定している。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、温泉地の1箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているとともに、エリア内では3ヶ所の特別警戒区域を有しており、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を規定している。
小又川温泉	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、温泉地のうち1箇所が砂防指定地に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を規定している。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、温泉地の1箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているとともに、エリア内では10数ヶ所の特別警戒区域を有しており、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を規定している。

### (3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において、今後、さらに災害による被害の防止を図るため、田辺市では、県との協力のもと、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取組	実施主体
災害発生時に、地域で迅速、的確な防災活動をおこなうため、自主防災組織が結成されており、平時から隣近所とのつきあいや防災訓練への参加、さらには、家庭で考える防災、高齢者等災害時要支援者への声掛けなど地域防災体制の充実強化と防災意識の高揚を図るなどの啓発活動を実施する。	田辺市





